

令和4年9月

上野労働基準監督署ニュース



東京都最低賃金は、時間額 1,072 円に改正されます。

東京都最低賃金は、現行の時間額 1,041 円から 31 円引き上げられて、
令和4年10月1日から時間額 1,072 円に改正されます。

詳しくは東京労働局ホームページをご覧ください。

東京都最低賃金

検索

(東京都最低賃金に関する参考事項)

● 最低賃金の確認の方法

- 1 時間給の場合 時間給 \geq 最低賃金額 (時間額 1,072 円)
- 2 日給の場合
日給 \div 1日の所定労働時間 = 時間額 \geq 最低賃金額 (時間額 1,072 円)
- 3 月給の場合
月給 \div 1か月の平均所定労働時間 = 時間額 \geq 最低賃金額 (時間額 1,072 円)
- 4 上記1, 2, 3が組み合わさっている場合
例えば、基本給が日給で各手当(職務手当など)が月給の場合
 - ① 基本給(日給) \rightarrow 2の方法で時間額を出す。
 - ② 各手当(月給) \rightarrow 3の方法で時間額を出す、
 - ③ ①と②を合計した額 \geq 最低賃金額 (時間額 1,072 円)

● 最低賃金及び賃金の引上げに向けた環境整備を図るため、業務改善助成金等の生産性向上等のための支援を実施しています。

中小企業事業者が事業場内の最低賃金を一定額以上引き上げ、生産性向上のための設備投資等(機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練)を行う場合は、本年9月1日より原材料高騰等に対応するため拡充された業務改善助成金をご利用ください。

通常、特例の2種類のコースがあります。



- <問合先> 業務改善助成金コールセンター (TEL 0120-366-440)
東京働き方改革推進支援センター (TEL 0120-232-865)
- <申請先> 東京労働局 雇用環境・均等部企画課助成金係 (TEL 03-6893-1100)





新型コロナウイルス感染症にかかる労災保険請求における 臨時的な取扱いについて

詳しくはこちら↓



本年 7 月以降、全国的に新規感染者数が増加し、多くの地域で急速に感染が拡大する中、新型コロナウイルス感染症対策本部において、医療機関等の負担軽減が求められています。

このため、当分の間、労災保険請求の手続きにおける証明の取扱いに関し、
「休業補償給付請求書における診療担当者の証明については、PCR 検査や抗原検査からの陽性結果証明書や、MyHER-SYS により電磁的に発行された証明書等を添付することで差し支えない」

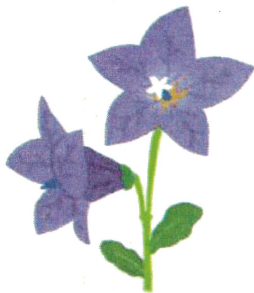


こととなりました。

詳しくは上野労働基準監督署労災課（03-6872-1316）まで



産業保健フォーラム IN TOKYO 2022 を開催します。



東京労働局では、事業者を始め産業医、衛生管理者等の産業保健に携わる方々や人事担当者を対象に、労働者のこころと体の健康確保に係る各種情報を提供する機会として、平成 8 年度から関係団体とともに産業保健フォーラムを開催しており、今年度で 27 回目を迎えます。

昨年度及び一昨年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大状況を鑑み、オンライン開催としましたが、今年度は、大会名称を「産業保健フォーラム IN TOKYO 2022」とし、令和 4 年 10 月 12 日（水）に会場開催をすることといたしました。

ぜひご参加くださいますよう、ご案内申し上げます。

お申込みはこちら↓

日時 令和 4 年 10 月 12 日（水） 10 時 50 分から

場所 ティアラこうとう 江東区住吉 2-28-36



「東京働き方改革推進支援センター（東京労働局委託事業）」 のご案内

最低賃金の引上げで影響を受ける中小企業・小規模事業者等を中心に、「業務改善助成金」をはじめ、生産性向上による賃金引上げ、非正規労働者の処遇改善、労働時間の短縮、人手不足の緩和等の取組を支援するため、専門家による相談対応（電話・メール・対面・訪問）や出張相談会・セミナー等を実施しています。

電話 0120-232-865（受付時間平日 9:00～18:00）

住所 〒100-0006 東京都千代田区有楽町 1-10-1 有楽町ビル 615

MAIL hk13@mb.langate.co.jp

FAX 03-6206-3147

詳しくはこちら↓

